

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
第 1 部 法令諸規則の概要 金融商品取引法における広告等規制の概要 I. 広告等の定義等 <u>金融商品取引法（以下「金商法」という。）における広告又は広告類似行為は次のように定義されている。</u> <u>「金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為（※1）をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（※2）を表示しなければならない。」「金商法第 37 条」</u> <u>（※1） 「広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」【金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 72 条】</u> <u>(1) 広 告</u> <u>次に掲げる行為が広告に該当する。</u> <u>① テレビCM</u> <u>② ラジオCM</u> <u>③ ポスターを貼る方法</u> <u>④ 新聞に掲載する方法</u> <u>⑤ 雑誌に掲載する方法</u> <u>⑥ インターネット・ホームページに掲載する方法</u> <u>注）上記①～③については、後段の「広告等には該当するがその特性が勘案されるもの」に該当することに留意が必要である。</u> <u>(2) 広告類似行為</u> <u>次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為が広告類似行為に該</u>	第 1 部 規則の概要 規 則 の 概 要 I. 広告等の定義 <u>広告等とは、広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物その他いかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引等を誘引する手段として行う表示（口頭による表示を除く。）をいう。</u> <u>(1) 「広告等」の定義は、一般的に考えられている「広告」に比べ範囲が広いので留意する必要がある。</u> <u>例えば、上記の定義に当てはまるものであれば、次に掲げるものであっても「広告等」に該当する。</u> <u>① インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの</u> <u>② 一の顧客を対象とするもの</u> <u>③ 他社が作成したもの</u> <u>(2) 広告等を行う場合の媒体として考えられる主なものは、次のとおりである。</u> <u>① チラシ、パンフレット、DM等の印刷物</u> <u>② 自社又は他社が作成する刊行物</u> <u>③ ホームページ上の表示</u> <u>④ ファクシミリ、電子メール等を利用した送信</u> <u>⑤ ポスター、看板、懸垂幕等の掲出物</u> <u>⑥ 新聞、雑誌等の刊行物</u> <u>⑦ テレビ、ラジオ等によるコマーシャル等</u> <u>⑧ 映画、スライド、ビデオ、DVD又は電光ニュース</u> <u>⑨ 宣伝用頒布品</u> <u>(3) 自社の営業所以外の場所に備置、貼付する場合にも、上記の定義に当てはまるものであれば「広告等」に該当する。</u> <u>(4) 口頭による表示は「広告等」には該当しないが、口頭により誘引を行う場合にも、証取法その他の法令及び諸規則を遵守して適正に行う必要がある。</u> <u>(5) 「広告等」に該当するもの又は該当しないものの具体例は、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」のとおりである。</u>

当する。 ① 郵便 ② 信書便 ③ ファクシミリ装置を用いて送信する方法 ④ 電子メールを送信する方法 ⑤ ビラ又はパンフレットを配布する方法 ⑥ その他 ただし、次に掲げるものは広告等に該当しない。 【金商業等府令第 72 条各号】 イ. 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法 ロ. 個別の企業の分析及び評価に関する資料（アナリスト・レポート）であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法 ハ. 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（いわゆる「ノベルティ・グッズ」。b から d までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供するものを含む。） a. 次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称 i. 金融商品取引契約又はその種類 ii. 有価証券又はその種類 iii. 出資対象事業又はその種類 iv. i ～iii までに掲げる事項に準ずる事項 b. 金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称 c. 元本損失が生じるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。） d. 契約締結前交付書面（又は目論見書）等の内容を十分に読むべき旨 （※ 2） 「広告等における表示事項」 広告等（広告及び広告類似行為）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ① 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名 【金商法 37 条第 1 項第 1 号】 ② 金融商品取引業者等である旨及び金融商品取引業者等の登録番号 【金商法 37 条第 1 項第 2 号】 ③ 金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの 【金商法 37 条第 1 項第 3 号】 イ. 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項 【金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条第 1 項第 1 号】 ・手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客	
---	--

